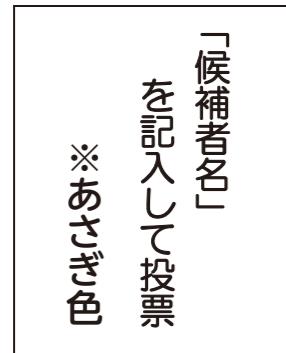


# 2月8日は 第51回衆議院議員総選挙 最高裁判所裁判官国民審査

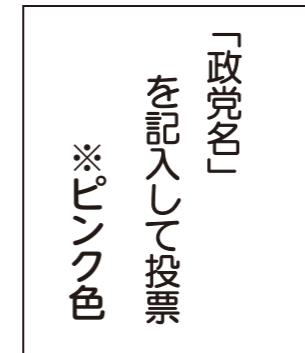
## 1 投票の順序

今回の選挙では、「小選挙区選出議員選挙」、「比例代表選出議員選挙」、「最高裁判所裁判官国民審査」の3種類の投票を行うことになります。投票の順序は次のとおりです。

①小選挙区選出議員選挙  
(宮城県第3区)

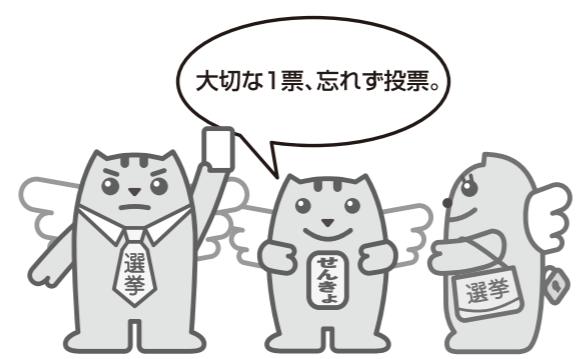


②比例代表選出議員選挙  
(東北ブロック)



③最高裁判所裁判官国民審査  
×を記入するか又は何も記入しない

		×		
裁判官名A	裁判官名B	裁判官名C	裁判官名D	裁判官名E
うぐいす色				



- はじめに小選挙区選出議員選挙（宮城県第3区）の投票用紙に「候補者名」を記入して投票します。
- 次に比例代表選出議員選挙（東北ブロック）の投票用紙に「政党名」を記載し、投票します。
- 最後に最高裁判所裁判官国民審査には、やめさせた方がよいと思う裁判官の氏名の上の欄に「×」を記載し、やめさせなくてよいと思う裁判官には何も記載せずに投票します。

## 2 投票できる人

- 次の要件に該当し、名取市の選挙人名簿に登録されている人が所定の投票所で投票できます。
- 日本国民であること
  - 平成20年2月9日以前に生まれた人
  - 令和7年10月26日以前に名取市に転入届出がなされ、引き続き名取市に住んでいる人

## の投票日です。

**投票時間 午前7時から午後8時まで**  
(高館第3、第5、第6投票所は午後6時まで)

- 名取市に転入届出した日から引き続き3ヶ月以上市内に住所を有していて、市内に住所を有しなくなった日から4ヶ月を経過しない人。ただし、転出後に転出先市区町村で選挙人名簿に登録があれば、転出先の市区町村での投票になります。
- 令和7年10月27日以降に他の市区町村から名取市に転入の届出（住民票作成）をした人は、以前住んでいた市区町村で投票することになります。また、1月20日以降に市内転居の届出をした人は、転居前の住所地の投票所で投票することになります。

## 3 期日前投票

投票日に仕事や旅行、冠婚葬祭など何らかの理由で所定の投票所で投票できない人は、期日前投票をしてください。

### 【名取市役所 1階市民ホール】

- 期 間：衆議院議員総選挙 1月28日（水）から2月7日（土）まで  
最高裁判所裁判官国民審査 2月1日（日）から2月7日（土）まで※
- 投票時間：午前8時30分から午後8時まで

### 【名取駅コミュニティプラザ】 ◎市役所期日前投票所とは日時が異なります。ご注意ください。

- 期 間：衆議院議員総選挙 2月4日（水）から2月6日（金）まで  
最高裁判所裁判官国民審査
- 投票時間：午前10時から午後8時まで

## 4 不在者投票について

旅行や出張など一時的に市外に滞在している場合や不在者投票のできる指定施設（病院・老人ホーム等）に入院、入所している場合などには、指定施設または選挙管理委員会事務局までお問い合わせください。

※最高裁判所裁判官国民審査法の規定により国民審査の期日前投票は2月1日（日）からとなりますのでご注意ください。  
国民審査の不在者投票用紙の送付も2月1日（日）以降となります。

## 5 投票所入場券をお持ちください

入場券は、「衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査」1種類となっております。投票の際にはお持ちください。

もし紛失されたなどの場合も、2の「投票できる人」に該当し、かつ、投票日当日選挙権がない人以外は投票ができますので、投票所で係員に申し出てください。

## 6 選挙日当日（2月8日）の投票区・投票所

投票区並びに投票所（市内31カ所）は裏面のとおりです。

## 7 開票

名取市民体育館で即日開票します。開票開始時間は、午後9時15分です。

開票速報は県のホームページをご覧ください。



名取市選挙管理委員会  
ホームページ

名取市選挙管理委員会

電話022-384-2104